

(趣旨)

第1条 この告示は、津山市立小学校及び中学校に通学し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、安全に医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケアの定義)

第2条 この告示において医療的ケアとは、口腔内の<sup>くう</sup>喀痰吸引、鼻腔内の<sup>かくたん</sup>喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養その他の医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）に規定する医行為のうち津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、校内で安全に実施することができる<sup>と判断した</sup>日常的ケア及び応急的ケアをいう。

(実施校)

第3条 津山市立小学校及び中学校のうち、医療的ケアを実施する学校（以下「実施校」という。）は、教育委員会が別に定める。

(対象者)

第4条 医療的ケアの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、第8条における審議の結果、教育委員会が医療的ケアの実施が適当と認めた者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 支援委員会（津山市教育支援委員会規則（昭和52年津山市教育委員会規則第6号）第1条の津山市教育支援委員会をいう。第8条において同じ。）における審議の結果、通常学級又は特別支援学級に就学することが適当となった者又はそれに準ずると教育委員会が判断した者
- (2) 医療的ケアの実施に当たり、医療的ケア児の保護者が担うべき義務等に同意した者

(医療的ケアを行う者)

第5条 医療的ケアは、実施校に配置された看護師又は准看護師（以下「学校看護師」という。）が行うものとする。ただし、学校看護師が、医療的ケアを行うことができない場合には、医療的ケアを行うことが可能な教職員等（次項において「教職員等」という。）が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者の体調等により、学校看護師及び教職員等よりも対象者の保護者が医療的ケアを行うことが適切であると実施校の校長（以下「学校長」という。）及び対象者の保護者が判断した場合には、対象者の保護者が医療的ケアを行うものとする。

(医療的ケア安全委員会)

第6条 学校長は、校内の医療的ケアを安全に実施し、その充実を図るため、校長、副校長、教頭、学校看護師、養護教諭、担任、学校医等で組織する医療的ケア安全委員会を設置する。

- 2 委員長は、学校長をもって充て、医療的ケア安全委員会の会議を主宰する。
- 3 医療的ケア安全委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、学校長が定める。

(申請等)

第7条 医療的ケアの実施に係る申請をしようとする保護者（以下「申請者」という。）は、申請書に医療的ケア児の医療的ケアに係る主治医（以下「主治医」という。）による医療的ケアの実施に係る指示内容等を記載した文書を添付し、毎年度教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に際して、教育委員会及び学校長は、申請者に対し医療的ケアの実施の目的及び内

容について、十分な説明を行い医療的ケアの実施について同意を得るものとする。

3 申請者は、第1項の申請を行った後、医療的ケア実施の申請内容に変更が生じた場合は、書面にて速やかに学校長を経由して、教育委員会に届け出るものとする。

(審議)

第8条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、申請内容を確認し、医療的ケア実施の可否及び継続的な教育支援の実施に必要な事項（以下この条において「医療的ケア実施の可否等」という。）について、支援委員会へ諮問を行い、その答申を踏まえ、医療的ケア実施の可否等を審議する。

(通知等)

第9条 前条の審議の結果に係る通知等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 教育委員会は、審議の結果について、申請者に文書により通知するものとする。
- (2) 教育委員会は、審議の結果、医療的ケアの実施が適当と認める場合においては、医療的ケアの実施について、学校長へ通知するものとする。
- (3) 前号の通知を受けた学校長は、対象者の医療的ケアに係る対応マニュアル（以下「医療的ケア個別対応マニュアル」という。）を学校看護師に作成させるものとする。この場合において、学校長は、対象者の保護者、主治医等の関係者と十分な連携を図るものとする。
- (4) 医療的ケアの実施が適当と認められた申請者は、医療的ケアの実施に係る承諾書を教育委員会へ提出するものとする。

(実施)

第10条 医療的ケアは、実施校が作成する医療的ケアを安全に実施するために必要な事項を定めた実施要領（以下「医療的ケア実施要領」という。）に基づき実施するほか、次のとおりとする。

- (1) 対象者の保護者は、医療的ケアの実施の必要性の有無、対象者の健康状態等を実施校に報告しなければならない。
- (2) 学校看護師は、医療的ケアの実施内容等を記録するとともに、これを学校長に報告するものとする。
- (3) 学校長は、医療的ケアの実施内容等を対象者の保護者に提示して、その確認を受けるものとする。
- (4) 学校長は、対象者の健康状態に異状を認めた場合は、対象者の保護者、主治医等と連絡をとり、必要な対応を行うものとする。
- (5) 学校長は、教育委員会に医療的ケア実施要領及び医療的ケア個別対応マニュアルを提出するものとする。

(報告)

第11条 学校長は、医療的ケアの実施結果を毎月、教育委員会及び主治医に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医療的ケアの実施に係る事故が発生した場合は、直ちに事故原因、対応状況、結果等を教育委員会に報告するものとする。

(管理)

第12条 医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品の管理は、原則として対象者の保護者が行うこととする。ただし、実施校で管理することが適切であると医療的ケア安全委員会が判断した場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は、この告示の施行前においても、この告示に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。